

平成28年4月6日

在南アフリカ共和国日本国大使館

大使館からのお知らせ

(選挙権年齢の引下げ及び在外選挙人名簿登録について)

1 平成27年(2015年)の公職選挙法改正により、本年6月19日以降に初めて行われる国政選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます。

2 海外において国政選挙に投票するためには、あらかじめ在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておくことが必要です。在外選挙人名簿の登録手続きには申請から在外選挙人証の交付まで一定期間(1.5ヶ月~2ヶ月)を要します。

3 本年夏には参議院選挙が予定されておりますので、年齢満18歳以上(本年6月19日現在で満18歳となる方も含む)で在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに当館にて手続きするようお願いいたします。

4 在外選挙人名簿の登録資格及び申請に必要な書類等につきましては、当大使館ホームページ

(http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/consular_service/election_front.html)

をご覧ください。領事班にお問い合わせ下さい。

(了)